

議案第 37 号

伊賀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

伊賀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 26 年 2 月 27 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

別表夜間看護手当の項手当額の欄中「8,000 円」を「9,000 円」に、「7,000 円」を「8,000 円」に、「5,000 円」を「6,000 円」に改め、同表待機手当の項を次のように改める。

待機手当	上野総合市民病院に勤務する職員が救急の外来患者に備え待機を命ぜられたとき。	医師	院内待機	1 回	10,000円
			院外待機		5,000円
		その他の職員			3,000円
	上野総合市民病院訪問看護ステーションに勤務する看護師が利用者からの相談等に備え待機を命ぜられたとき。	17時30分から翌日8時30分まで		1 回	1,500円
		8時30分から翌日8時30分まで			2,000円

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。